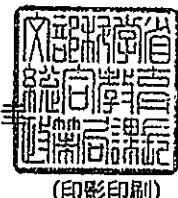


元教参学第3号
令和元年5月16日

各都道府県・指定都市教育委員会
外国人児童生徒等教育主管課長 殿

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長
三好



「外国人の子供の就学状況等調査」について（依頼）

我が国における外国人の子供の教育の充実については、平素より格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

政府では、新たな在留資格である「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設（平成31年4月施行）を踏まえつつ、平成30年12月25日に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議了承）（以下「総合的対応策」という。）を取りまとめたところであり、外国人の子供の教育についても一層の充実を図ることとしています。

こうした動きも踏まえ、文部科学省では、今後の外国人の子供の教育の更なる充実のための施策に生かすため、このたび、外国人の子供の就学状況及び就学促進に係る取組状況等に関する調査を実施することとしました。

つきましては、御多用のところ誠に恐縮ですが、下記の要領により、調査の実施に御協力いただきますようお願いします。都道府県教育委員会におかれましては、指定都市を除く域内の市区町村教育委員会に対し、本調査の御依頼をいただきますよう御協力願います。

1 調査対象について

本調査は、全ての市区町村教育委員会を対象として実施するものです。

2 調査の流れ

- ・都道府県教育委員会におかれましては、添付の調査票（エクセルファイル）について、指定都市を除く域内の市区町村教育委員会に対し送付いただきますようお願いします。その後、各市区町村教育委員会の回答を収集の上、3の提出期限までに4に記載の提出先に御提出をお願いします。
- ・指定都市教育委員会におかれましては、添付の調査票（エクセルファイル）に回答いただき、3の提出期限までに4に記載の提出先に御提出をお願いします。

3 提出期限

令和元年6月14日（金）

4 提出方法

本件調査票の回収は、下記業者において行います。電子メールにて、回答を記入した調査票を下記提出先に御提出願います。

なお、都道府県教育委員会におかれましては、市区町村教育委員会から提出があった調査票ファイルをそのまま御提出いただくこととなるため、ファイルの中身について作業いただくことはありません。

<提出先>

株式会社ピーシーサポートサービス

E-Mail : nihongo@pcsupport.co.jp

※こちらは、調査票の提出のみ受け付けております。問合せ等につきましては、下記の文部科学省問合せ先にお願いいたします。

5 本調査の結果については、全体の状況のほか、都道府県・指定都市教育委員会別に公表させていただく可能性がありますので、予めご了承ください。

6 送付物一式

外国人の子供の就学状況等調査 調査概要

外国人の子供の就学状況等調査 調査票

別添(参考資料)

「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について(通知)」(平成31年3月15日付30文科教第582号)

【問合せ先】

文部科学省 総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

共生社会学習企画係

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL : 03-5253-4111 (内線 3406, 3276)

FAX : 03-6734-3719

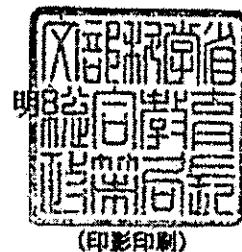
E-Mail : nihongo-shidou@mext.go.jp

(写)

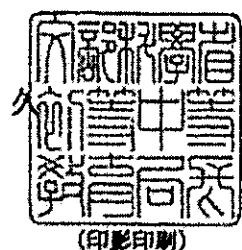
30文科教第582号
平成31年3月15日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長 殿
各 指 定 都 市 市 長
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省総合教育政策局長
清水



文部科学省初等中等教育局長
永山賀



外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について（通知）

我が国における外国人の子供の受入体制の整備及び就学後の教育の充実については、「外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について」（平成24年7月5日付け24文科初第388号 初等中等教育局長通知）等に基づき、これまで各教育委員会及び学校において御尽力いただいているところです。

政府では、今般、新たな在留資格である「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設（平成31年4月施行）を踏まえつつ、平成30年12月25日に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議了承）（以下「総合的対応策」という。）を取りまとめたところであり、外国人の子供の教育についても一層の充実を図ることとしています。

こうした動きも踏まえ、貴職におかれでは、下記の点に留意しつつ、外国人の子供の就

学の促進等に関する取組の充実に一層努められるようお願いします。また、各都道府県及び都道府県教育委員会においては、域内の市町村及び市町村教育委員会に対して、この趣旨を徹底されるようお願いします。

なお、追って各自治体における義務教育段階の外国人の子供の就学状況や就学促進の取組等に関する調査を各教育委員会に依頼する予定ですので、予め御承知おきいただくとともに、御協力いただきますようお願いします。

記

1 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

(1) 就学案内等の徹底

学齢（6～15歳）の外国人の子供が就学の機会を逸することのないよう、教育委員会においては、市町村又は都道府県の広報誌やホームページ等の利用、説明会の開催等により、就学援助制度を含め、外国人の子供の就学についての広報・説明を行い、公立の義務教育諸学校への入学も可能であることを案内すること。

また、保護者に対して、住民基本台帳の情報に基づいて、公立の義務教育諸学校への入学手続等を記載した就学案内を通知すること。

これらの情報提供等を行うに当たっては、文部科学省作成の「就学ガイドブック」等も参考としつつ、域内に居住する外国人が日常生活で使用する言語を用いることにも配慮すること。

なお、政府の総合的対応策において、保育施設における受け入れ支援に取り組むこととされているところ、幼稚教育段階からの幼稚園・認定こども園等への就園についても、その後の義務教育諸学校への円滑な就学に資することに鑑み、外国人の子供の就園機会を確保する観点から、各幼稚園等に受け入れ体制のある自治体においては、園児募集の状況や必要な手続等の情報について多言語化を行うなどの対応を行うことが望ましい。

(2) 就学状況の把握

外国人の子供の保護者については、学校教育法第16条等による就学義務は課されておらず、学校教育法施行令第1条に規定する学齢簿の編製については、外国人の子供は対象となるものの、外国人の子供についても、就学の機会を確保する観点から、教育委員会においては、住民基本台帳等に基づいて学齢簿に準じるものを作成するなどして、就学に関する適切な情報の管理に努めること。

その際、1(3)に示すように関係行政機関との連携も図りつつ、学校教育法第1

条に定める学校のみならず、外国人学校等も含めた就学状況を把握したり、保護者からの相談に応じるなど、継続して就学の機会の確保に努めること。

(3) 外国人関係行政機関との連携の促進

外国人の子供の就学機会を確保する観点から、教育委員会においては、市町村の総合教育会議を活用することを始め、市町村の住民基本台帳担当部署や福祉担当部署、各種学校担当部署、多文化共生担当部署との連携を図りつつ、外国人の保護者に適切な情報提供を行い、就学機会の確保に努めること。さらに、公共職業安定所（ハローワーク）や、本年4月に設置される地方出入国在留管理局等との連携を図ることについても考慮すること。

こうした連携の例としては、関係行政機関に対して、市町村教育委員会で就学案内を行っている旨の伝達や、就学ガイドブックの備付け、在留資格や居住地の確認等の協力を求めることが考えられる。また、法務省の「外国人受入環境整備交付金」等により整備される在留外国人向けの一元的相談窓口において、子供の就学に関する情報提供・相談を行うことも考えられる。

2 学校への円滑な受入れ

(1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応

外国人の子供についても、教育委員会においては、学校教育法施行令の規定に基づく就学校の指定及び変更に準じた取扱いを行うこと。特に、外国人の子供の居住地等の通学区域内の義務教育諸学校において受け入れ体制が整備されていない場合には、地域の実情に応じ、受け入れ体制が整備されている義務教育諸学校への通学を認めるなど、柔軟な対応を行うこと。

(2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定

障害のある外国人の子供の就学先の決定に当たっては、教育委員会において、日本国籍を有する子供と同様に、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）及び「教育支援資料」（平成25年10月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）を参考とし、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人や保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断すること。その際、言語、教育制度や文化的背景が異なることに留意し、本人や保護者に丁寧に説明し、十分な理解を得ることが必要であること。

なお、就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの子供の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に変更できるようにすることが適

当であること。

(3) 受入れ学年の決定等

外国人の子供の受入れに際し、特に日本語でのコミュニケーション能力の欠如や、日本と外国とで学習内容・順序が異なること等により、相当学年への就学に必要な基礎条件を著しく欠くなど、ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められるときは、一時的又は正式に下学年への入学を認める取扱いとすることが可能であることから、学校においては、外国人の子供の学力や日本語能力等を適宜判断し、必要に応じこののような取扱いを講じること。

また、外国において我が国よりも義務教育期間が短いために9年間の義務教育を修了していない場合は、学齢期であれば、本人が希望すれば年齢相当の学年への編入学が可能であることについても留意すること。

上記の取扱いに加え、進級及び卒業に当たり、保護者等から学習の遅れに対する不安により、進級時の補充指導や進級や卒業の留保に関する要望がある場合には、補充指導等の実施に関して柔軟に対応するとともに、校長の責任において進級や卒業を留保するなどの措置をとるなど、適切に対応する必要があること。

上記の取扱いに当たっては、言語、教育制度や文化的背景が異なることに留意し、本人や保護者に丁寧に説明し、十分な理解を得ることが必要であること。

(4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

外国人学校を退学するなどにより学習の機会を逸した外国人の子供については、本人や保護者の希望に応じ、日本語教室等において受け入れるなどし、必要に応じて、学校生活への円滑な適応につなげるための教育・支援等を実施するよう努めること。さらに、本人の当該教室への在籍期間や本人、保護者の希望を踏まえ、望ましい時期に学校に入学させるなど、適切に対応すること。

(5) 学齢を経過した外国人への配慮

外国又は我が国において様々な事情から義務教育を修了しないまま学齢を経過した者については、各教育委員会の判断により、本人の学習歴や希望等を踏まえつつ、学校の収容能力や他の学齢生徒との関係等必要な配慮をした上で、公立の中学校での受け入れが可能であること。

また、夜間中学を設置している自治体においては、夜間中学への入学が可能であることを案内すること。

【別添1】外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（抜粋）（平成30年12月25日
外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議了承）

【別添2】外国人受入環境整備交付金概要

【参考情報】

①外国人児童生徒受入れの手引き

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

※なお、本手引きは、今年度中に改訂・公表（文部科学省HPへの掲載）を予定しています。

②帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト「かすたねっと」

<https://casta-net.mext.go.jp/>

※多言語による文書や日本語指導、特別な配慮をした教科指導のための教材等、様々な資料の検索が可能。

③外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm

④外国人児童生徒のための就学ガイドブック

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm

〈本件担当〉

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課 日本語指導係

03-5253-4111（内線2035）

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 【外国人児童生徒の教育等の充実部分抜粋】

平成 30 年 12 月 25 日
外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議了承

(4) 外国人児童生徒の教育等の充実

【現状認識・課題】

外国人児童生徒に対する教育は、外国人児童生徒の日本における生活の基礎となるものであり、その一人ひとりの日本語能力を的確に把握しつつ、きめ細かな指導を行うことにより、外国人児童生徒が、必要な学力等を身に付けて、自信や誇りを持って学校生活において自己実現を図ることができるようにしなければならない。

しかし、公立学校においては、日本語能力を十分に有していないにもかかわらず、特別の配慮に基づく指導を受けられていない外国人児童生徒が 2 割以上に上るという実態があり、外国人児童生徒の人数に応じた教員等の数を確保するとともに、教員等の資質・能力の向上を図ることが必要不可欠となっている。

また、外国人の高校生等について、学校生活への不適応や学習意欲の低下、生徒が問題を相談できる体制が不十分であること、生徒自身が将来のビジョンを持てないこと等による中退等の課題も存在している。

【具体的施策】

- 公立学校において、2026 年度には日本語指導が必要な児童生徒 18 人に対して 1 人の教員が基礎定数として措置されるよう、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）の規定に基づいた改善を着実に推進する。また、日本語指導補助者や母語支援員の活用等の指導体制の構築や、日本人と外国人が共に学び理解し合える授業の実施等、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を実施する。その際、各地方公共団体における NPO や企業等を含む幅広い主体との連携も促進する。【平成 31 年度予算 3 億円】〔文部科学省〕《施策番号 61》
- 地方公共団体において、教師と外国人児童生徒や保護者とのスムーズな意思疎通を図り、きめ細かな就学相談や充実した日本語指導を実施することができるよう、多言語翻訳システム等の ICT の整備を支援する。〔文部科学省〕《施策番号 62》
- 教育委員会・大学等が実施すべき研修内容等をまとめた「モデル・プログラム」の開発・普及を通じて、外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図る。また、各地方公共団体における教員等の研修の促進に資するよう、独立行政法人教職員支援機構における「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」により研修指導者を養成するほか、これを受けて各地方公共団体が実施する研修への指導者派遣、同機構が提供する校内研修向けの講義動画の周知等を行う。〔文部科学省〕《施策番号 63》
- 高等学校等が企業、NPO 法人やボランティア等の地域の関係団体等と連携して、外国人の高校生等に対してキャリア教育をはじめとした包括的な支援を行う取組を支援する。【平成 31 年度予算 1 億円】〔文部科学省〕《施策番号 64》

- 外国人児童生徒の就学機会が適切に確保されるよう、地方公共団体における就学案内の徹底や就学ガイドブックの作成・配布等による就学促進のための取組や、学校外での就学状況も含めた外国人児童生徒等の就学実態の把握に係る取組の促進を図る。

さらに、近年の外国人の増加を踏まえ、学校や教育委員会等が受け入れ体制の整備や外国人児童生徒等及びその保護者とのコミュニケーションを適切に図ることができるよう、「外国人児童生徒受け入れの手引き」を平成30年度中に改訂する。

〔文部科学省〕《施策番号 65》

- NPO、外国人学校等の学校外での就学促進に向けた取組について、現状の把握に努めつつ、活動環境・内容の質が担保されるよう地方公共団体を通じた取組を進める。

また、公立学校への編入時の円滑な接続を図るため、取り出し授業等による能力に応じたきめ細かな支援ができるよう、日本語指導補助者や母語支援員の活用等の指導体制の構築等の各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を実施する。〔文部科学省〕《施策番号 66》

- 捕導の対象となった外国人少年について、非行を防止するため継続捕導を実施するとともに、大学生ボランティア等と連携し、学習支援活動や居場所づくり活動等に取り組み、外国人少年の健全育成を図る。〔警察庁〕《施策番号 67》



外国人受入用整備金の概要

平成30年度補正予算 10億円
平成31年度予算案 10億円

- 我が国に在留する外国人は近年増加（約264万人（平成30年6月末現在）），国内で働く外国人も急増（約146万人（平成30年10月末現在））
- 中小企業等の人手不足の深刻化を踏まえ、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材に關し、就労を目的とする新たな在留資格を創設
- 一外外国人材の円滑な受け入れの促進に向けた取組とともに、外国人との多文化共生社会の実現に向けた環境整備が必要
- 平成30年12月25日「外外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」が閣議決定され、相談体制の整備」が掲げられており、地方公共団体
- 総合的対応策では、生活者としての外外国人を支援する施策として、「行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備」が掲げられており、地方公共団体
- 情報提供及び相談を行う一元的な窓口を設置することを支援

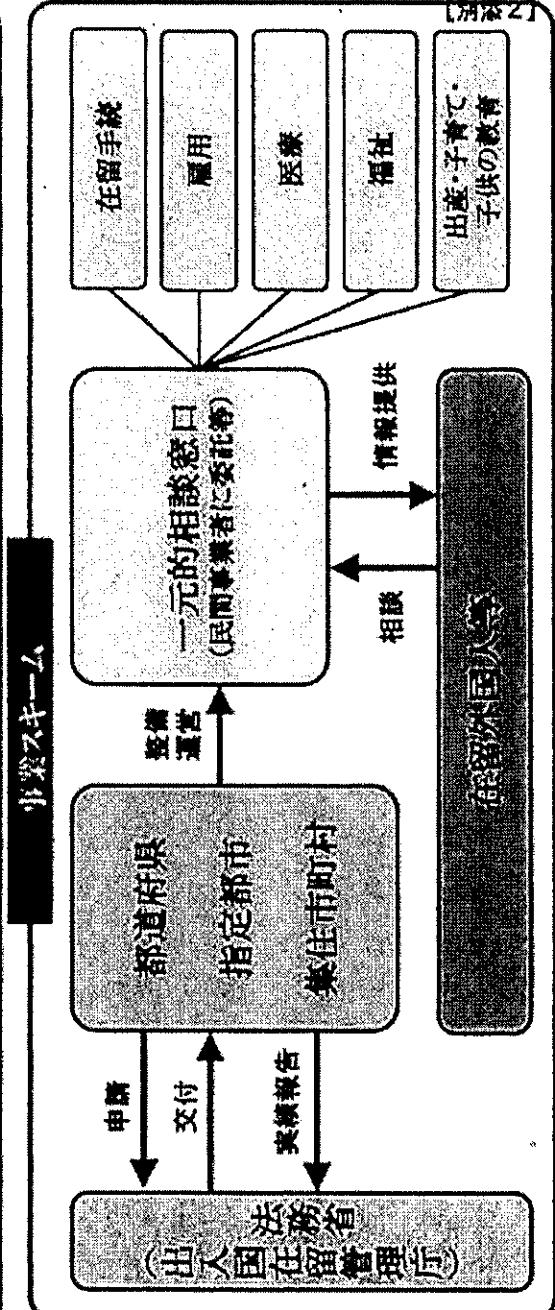
- 目的：在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の整備に取り組む地方公共団体を支援

- 交付先：都道府県、指定都市、市町村（特別区を含む。）
- 対象経費：
 - (1) 整備費：新たに一元的相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費（※）
 - (2) 運営費：一元的相談窓口体制の維持・運営に必要な経費（※）
- 交付額：
 - (1) 整備費：必要経費の全額（限度額1千万円）
 - (2) 運営費：必要経費の2分の1※（限度額1千万円）（※）

※ 在留外国人の地方負担については、地方交付税措置を講ずることとしている。

- ※ 平成30年度補正予算においては、整備費の支援。平成31年度予算案においては運営費の支援。

事業スキーム



事業イメージ・具体例

- 在留外国人から、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に係る相談を対面又は電話等でワンストップで受け付け、適切な情報提供及び関係機関への取次ぎを行う。

- ⇒ 例えば、上記事業の実施のため、
 - ・相談カウンターなどの機品の設置、
 - ・多言語化に応じる翻訳機の導入
 - ・多言語で相談を行うことができる相談員の配置
 - など整備・運営に必要な経費を支援する。

